

国の文化審議会が新たに重要無形民俗文化財に指定等するように 答申した案件について

令和2年1月17日(金)に開催された国の文化審議会において、県内では2件を重要無形民俗文化財に指定するよう文部科学大臣、1件を記録等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するよう文化庁長官に答申されました。

- 1 重要無形民俗文化財の指定 2件

 近江湖南のサンヤレ踊り
 近江のケンケト祭り長刀振り

- 2 記録等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 1件

 近江の郷祭り

おうみこなん おど
近江湖南のサンヤレ踊り

保護団体 草津のサンヤレ踊り保存協議会（会長 長東 廣司）

小杖祭り保存会（会長 宇野日出生）

保護団体の住所 滋賀県草津市

滋賀県栗東市

文化財の概要

文化財の特色

本件は、独特の囃子詞はやしことばを伴う踊りで、芸能の構成内容から中世後期にみられる祭礼芸能の姿を今に窺わせる貴重な伝承である。この祭礼芸能は、疫神祓えきじんばらいの性格を持つものであったが、本件は近世農村の祭礼芸能として定着し伝承されるなかで、災いを祓うとともに五穀豊穡の願いを込めて行われるようになったものである。以上のように、本件は芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

文化財の説明

本件は、滋賀県の南部に位置する草津市の矢倉やぐら、下笠しもがさ、片岡かたおか、長束なつか、志那しな、吉田よしだ、志那中しななかおよび栗東市しもとやまの下戸山とその周辺地区に伝承され、各地の神社祭礼で踊られている。

各地区のサンヤレ踊りの姿は一様ではないが、「サンヤレ サンヤレ」という囃子詞を有することに加え、演じ手やその出で立ち、楽器編成、芸態などに共通の内容を持つ。すなわち本件は、華やかに趣向を凝らした出で立ちの子どもたちを主体とした踊りであり、太鼓や鞆鼓かっこ、鉦鼓しょうこ、摺鉦すりがね、ササラなど、打楽器を中心とした楽器群を有し、子どもたちがそれらの楽器を奏しつつ踊り、笹や榊とりもの、扇子などの採物を持った周囲の囃し手が独特の囃子詞で囃す芸能である。歌を伴う地区もあるが、この時の歌はいずれも短い詞章ししょうの繰り返しである。踊りの諸役しよやくは行列の形式をとって踊り、かつ地区内を巡行しつつ踊る。

このような本件の特色は、中世後期の祭礼芸能にみられるもので、本件はその姿を今に窺わせ、重要である。また本件は、近世農村の祭礼芸能として定着し伝承されるなかで、災いを祓うとともに五穀豊穡の願いを込めて行われるようになったものである。



【下笠地区のサンヤレ踊り】



【下笠地区のサンヤレ踊り（華やかに着飾った踊り子）】

おうみ まつ なぎなた ふ 近江のケンケト祭り長刀振り

保護団体 近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会（会長 伊藤五作）
保護団体の住所 滋賀県守山市、甲賀市、東近江市、竜王町

文化財の概要

文化財の特色

本件は、芸能の構成内容から中世後期にみられる祭礼芸能の姿を今に窺わせる貴重な民俗芸能である。少年たちによる長刀踊りや棒振りを伴い、また「花」や「鷲」と呼ぶ鉦が出るなどの特色も有している。以上のように、本件は芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

文化財の説明

本件は、滋賀県守山市、甲賀市、東近江市、蒲生郡竜王町に伝承される祭礼芸能であり、多くはケンケト祭りと呼ばれる各地の春祭りで行われている。ケンケトという名の由来は、各地に諸説伝わるが、子どもたちが打つ鉦の口唱歌くちしょうがと考えられている。

各地区のケンケト祭りにおける芸能内容は必ずしも同一ではないが、いくつかの共通の特色がみられるものである。ケンケト祭りには、楽器を奏しながらの踊りと長刀踊りや棒振りという芸能が付随する。いずれも「踊り子」と称される少年を主体とし、踊り子たちは、例えば山鳥の羽根を付けた冠や花笠を被ったり、振り袖を着たりして華やかに美しく装っている。楽器編成は鉦、ササラ、スッコあるいはシッコロコと呼ぶ鞆鼓かっこ、太鼓、小鼓等で、少年たちがそれら楽器を奏しながら踊る。囃子詞はやしことばを伴い、短い詞章ししょうの歌が入るところもある。長刀踊りは、長刀を手に持った踊り子が、縦一列に並び、鉦や太鼓の囃子に合わせて長刀を振りつつ前進したり、踊り子が一人ずつ、長刀を頭上で回す、両手で持った長刀の上を飛び越えるなどの演技を披露したりするものである。

少年たちの踊りや長刀振りは、神輿や傘鉦の巡行と共に地区を巡るが、この神幸行列に「花」や「鷲」という鉦が付随することも特色の一つである。「花」に付いた造花や、「鷲」に付いたイナブロという五色のシデ飾りの奪い合いや、最後に「鷲」を壊すといった習俗も伝え、中世後期の祭礼芸能の疫神祓えきじんばらいの性格も窺わせる。



【山之上のケンケト祭り（竜王町）】



【瀧樹神社のケンケト祭り（甲賀市）】

記録等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

おうみ ごうまつ 近江の郷祭り

保護団体 特定せず (滋賀県内一円)

文化財の概要

文化財の特色

近江の郷祭りは、滋賀県のほぼ全域にわたって顕著にみられる祭礼である。郷と称する複数集落によって継承されているが、その連合体となる各集落にも、そもそも個別の神社があるのが通常で、そのため当該住民にとっては祭祀する神社が複数併存することになる。いわば二重の氏子でもあるが、こうした重層的な郷祭りのあり方は、従来、中世の荘園制と荘園鎮守社の存在をはじめ、水利慣行、あるいは在地有力者の連合体などがその背景にあると指摘されてきた。

文化財の説明

郷祭りでは、各集落が輪番で祭礼に関する諸役を務めたり、あるいは役割を定めるなど、永年にわたる様々なしきたりによって、祭りが運営されている。座衆ざしゅうともいって、各集落には神職とは別に、神社祭祀を預かる特定集団（宮座みやざ）が存在し、さらにその中から輪番制などで任を受けた戸主らが当年祭事の運用にあたっている。これを頭屋とうやなどという。そのほか、担ぎ手や曳き手、踊り手などを担う若衆や子ども衆がおり、集落内の年齢階梯制ねんれいかいていせいも含みつつ、より一層、複雑な様相を呈している。

本件は、伝統的な社会慣習に則った、中世的な要素を多分に含んだ祭礼として考えられてきた。特に、その祭祀形態として、二重氏子や宮座、頭屋いちねんかんぬし（一年神主）、あるいは年齢階梯制など、重層的な社会構造を読み取ることができ、近江特有の複数集落による祭礼を理解する上で注目される。



【各集落の氏子代表（川上祭り・高島市）】



【カチアイ（川上祭り・高島市）】